

2013年(平成25年)10月31日 木曜日

京 者 介 業 庁 局

たんの吸引などの医療的ケアをテーマにしたシンポジウムが11月3日、京都市上京区のルビノ京都堀川で開かれる。介護福祉士などにそれらの医療的ケアを認める法改正から1年半がたつが、障害者の家族からは「高齢者への対応が重視され、障害者の福祉現場のニーズを満たしてない」との声があり、今後のあるべき姿について意見交換する。

シンポジウムは「医療的ケア・弱者の目線で問い直す」と題し、NPO法人医療的ケアネット(南区)が主催する。法改正後の状況や課題を報告し、今後の方向性を探る。

昨年4月から介護保険法改正などに伴い、都道府県などの研修を受ければ、介護職員らがたんの吸引や、チューブを使って胃や腸に栄養を送る経管栄養の行為が可能になった。障害児の保護者らは、

医療的ケア 障害者の目で

法改正1年半「高齢者に偏重」

栄養摂取法など多様な医療的ケアへの配慮を求めており、介護職員側には研修の負担が課題になっている。

シンポジウムでは、同法人理事の嶋本恵造さん(54) 山科区IIが意見発表。重度障害があり、支援学校に通う長女(7)は、口からチューブを挿入して栄養を取る。今も医療行為と見なされ、保

3日、上京でシンポ

護者が付き添って処置するか、医師の指示の下に看護師が行う必要がある。「法改正前と全く変わらぬ」と話す。

また尊厳死や平穏死などをめぐり「死の自己決定権のゆくえ」の著書がある児玉真美さんが記念講演する。午後1時半〜5時。非会員1500円。問い合わせは同ネット ☎075(693)6604。

(今川敢十)